

市民意見の受付状況について

1 受付状況（政策評価制度に対する意見に限る）

平成 23 年度：8 件	平成 30 年度：0 件
平成 24 年度：2 件	令和 元年度：1 件
平成 25 年度：6 件	令和 2 年度：0 件
平成 26 年度：0 件	令和 3 年度：0 件
平成 27 年度：0 件	令和 4 年度：0 件
平成 28 年度：1 件	令和 5 年度：1 件（令和 5 年 11 月 1 日現在）
平成 29 年度：0 件	

○参考：行政評価条例（抜粋）

（市民の意見申出）

第 17 条 市民は、行政評価等の方法、結果その他の事項に関し、当該行政評価等を実施する実施機関に対し、意見を申し出ることができる。

2 実施機関は、前項の意見を受けた場合においては、これを誠実に処理し、その処理の結果を公表しなければならない。

3 前項に定めるもののほか、実施機関は、行政評価に係る意見にあつては当該行政評価を所管する委員会がある場合には当該委員会に、外郭団体経営評価に係る意見にあつては専門員に当該意見の処理の結果を報告しなければならない。

2 新たに受け付けた意見とその対応

前回の委員会以降に新たに受け付けた意見（１件）とそれに対する京都市の対応は以下のとおりです。

（受付日、受付方法等）

	受付日	受付方法	対応日	対応方法
1	10月29日	電子メール	11月2日	京都市の対応をホームページで公表

（御意見及び対応）

	御意見	対応
1	事務事業評価のやり方を改めるべきです。明らかに無駄な事業はたくさんあります。 政策評価も事務事業もやっている意味があるのでしょうか。 市民が評価して、評価が悪ければやめるなど、実効性を持たせるべきです。	本市では、「京都市行政活動及び外廓団体の経営の評価に関する条例」に基づき、総合的かつ体系的な行政評価の仕組みを構築しております。 事務事業評価につきましては、個別事業の必要性や効率性等を評価し、その結果を踏まえて事業見直しを行うことを目的に実施しています。令和３年８月に策定した行財政改革計画に「評価の簡素化を図り、効率的な運用を実施」と掲げたことを踏まえ、令和３年度からは、評価対象事業を新規事業に限定して実施するなど、簡素化し、効率的な手法により評価を行い、経常的な事務事業の評価については、毎年度の予算編成において、その趣旨を活かして取り組んでいるところです。 政策評価につきましては、「はばたけ未来へ！ 京プラン 2025（京都市基本計画）」に掲げる政策及び施策を対象に、その達成度を評価するため、統計データ等による「客観指標評価」に加え、市民へのアンケート調査結果に基づく「市民生活実感評価」を行うことで、市民からの評価も反映した総合的な評価を実施しており、市民公募委員にも参加いただく第三者機関である京都市政策評価委員会からも、全国的に見ても先進的で特徴的な制度であると評価をいただいています。 また、その評価結果につきましては、市民の皆様に公表するとともに、より効果的な政策の立案や市政の推進に活用しております。 いただいた御意見につきましては、今後の評価制度の在り方を検討する際の参考とさせていただきます。 ※ 事務事業評価に関する御意見・御提案は以下のフォームで随時受け付けております。 京都市:事務事業評価に関する御意見・御提案 (kyoto.lg.jp)